

§ 2016年3月期決算 超まとめ

(トピック 来期適用初年度

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(案) §

2016年3月期決算のトピックは、平成27年度税制改正の法人税率引下げ(中小法人以外25.5%⇒23.9%)等が挙げられます。こちらの解説は他サイトに譲りまして、超まとめでは、来期適用初年度となる企業会計基準適用指針公開草案第54号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(案)」(以下、適用指針案)の解説をしたいと思います。

□適用時期

平成28年4月1日以後開始する年度の期首から。当期末からの早期適用も可能です。

□適用指針案公表の背景

繰延税金資産の回収可能性に係る根拠は、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」(以下66号)ではありますが、同委員会報告に対する問題意識が多く、その審議が進められたことが公表の背景となります。

□適用指針案と66号の新旧比較

会社分類	項目	適用指針案	66号	具体的影響	具体例
全分類	各分類の要件をいずれも満たさない場合の取扱い	各分類からの乖離度合いが最も小さいと判断されるものに分類される	特に定めなし (ex保守的に下位に分類していた)	繰延税金資産の計上額が増減する可能性がある	—————
分類2・3	分類2・3の要件における判断基準	税務上の「課税所得」	会計上の「経常的な利益」	繰延税金資産の計上額が増減する可能性がある	—————
分類2	分類2におけるスケジューリング不能(損金算入時期が個別に特定できない)な将来減算一時差異	スケジューリング不能な将来減算一時差異について一定の要件を満たす場合(将来のいずれかの時点で損金算入される可能性が高いと見込まれるものについて、当該将来のいずれかの時点で回収できることが合理的に説明できる場合)にはそれに係る繰延税金資産の回収可能性があるものとされる	スケジューリング不能な将来減算一時差異については、それに係る繰延税金資産の回収可能性はないものとされている	繰延税金資産の計上額が増加する可能性がある	・政策保有株式の売却予定 ・役員の退職に係る役員退職慰労引当金の取崩し
分類3	分類3における課税所得の見積年数	現行の取扱いを原則とするが、5年を超える見積可能期間における回収可能性が説明できる場合には、5年超の見積りも可能とされる	おおむね5年とされている	繰延税金資産の計上額が増加する可能性がある	・長期契約が新たに契約されたことにより、長期的かつ安定的に収益が計上されることが明確になる場合
分類4	分類4の要件を満たした時の特例	一定の要件を満たす際には分類3または分類2と同様の取扱いがなされる	一定の要件を満たす場合には分類3と同様の取扱いがなされる	繰延税金資産の計上額が増加する可能性がある	・当期において災害による損失が発生した場合
分類4・5	分類4・5の要件	右記のような残高を基礎とする判断基準を廃止し、分類1から3と同様に、課税所得の計上額を基礎とした判断基準に統一する	重要な繰越欠損金(分類4)、債務超過(分類5)や資本の欠損のように、残高を基礎とした判断基準がある	—————	—————

□適用初年度の取扱

適用指針案は会計方針の変更に該当するものの、遡及適用の対象とはならず、会計方針の変更に係る影響額は、適用初年度期首の利益剰余金等に加減算されます。また、適用指針案すべての影響を会計方針の変更の影響額として捉えるのではなく、上記新旧比較表の塗りつぶし行の3項目のみを対象とし、それ以外の影響は損益に計上することになります。

実務上は、多くの会社は分類2か3であると思います。分類2であれば、例えばいつもはスケジューリング不能としていた投資有価証券評価損に係る一時差異が、売却予定をもって損金算入時期が特定でき、実効税率を乗じ繰延税金資産を計上することになったり、分類3であれば、要件を満たすことで5年のしばりを解いて一時差異のスケジューリングをすることになる等が予想されます。

税金計算Excelの一時差異スケジューリングシートのメンテナンスを要する会社もあるのではないのでしょうか。

また、適用時期を来期とした場合でも「未適用の会計基準等に関する注記」に注記するのをお忘れなく。

2016年3月8日
株式会社 Encourae&Company
堀 洋三